解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

仙台市若林区荒浜字南丁二八番地
農事組合法人荒浜農産
清算人　佐藤治三郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

愛知県一宮市千秋町浅野羽根字ハシノミ二番地
一宮千秋園団地管理組合法人
清算人　田口　重朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十一日社員が欠乏したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

島根県江津市都野津町一九七一番地
医療法人國澤会
清算人　國澤　和枝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

秋田県由利本荘市岩城二古字川尻一四一番地
財団法人二古有隣会
代表清算人　今野　哲雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

東京都中央区八重洲二丁目一一番六号
社団法人日本フェルト協会
代表清算人　日置　有一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

三重県南牟婁郡紀宝町桐原四三一番地
農事組合法人桐原ブロイラー生産組合
清算人　向井　忠好

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

大阪市中央区難波三丁目二番二七号鈴木ビル三階
特定非営利活動法人日本アシスタンスドッグ支援協会
代表清算人　藤井　證

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

茨城県水戸市梅香二丁目一番三九号
財団法人茨城県勤労者育英基金
清算人　木村　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

鳥取県岩美郡岩美町岩井四七八
社会福祉法人岩美あたご福祉会
清算人　渡橋　正章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十日

高知市大津甲一二二五番地一
財団法人大津東保育園
清算人　池上　美香

公益信託音丸漆芸研究奨励基金第三十一期決算及び基金終了公告

一、事業概要

香川県下の漆工芸の研究者等に総額百六十六万五千六百三十円の金品を助成した。

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十四年一月十二日に終了した。

二、財産目録　平成二十四年一月十二日現在

資産合計	○円
負債合計	○円
正味信託財産	○円

平成二十四年二月十日

東京都港区芝三丁目三三番一号
公益信託音丸漆芸研究奨励基金
受託者　中央三井信託銀行株式会社

公益信託高見滋記念市立図書館援助基金第二十八期決算公告

一、事業概要

藤沢市内の図書館に対する図書、記録、視聴覚教育の資料等の購入贈呈及び図書館利用者に対する援助。

助成金　八件　七、五六〇、一七二円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十四年一月十七日に終了した。

二、財産目録　平成二十四年一月十七日現在

資産合計	○円
負債合計	○円
正味信託財産	○円

平成二十四年二月十日

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託高見滋記念市立図書館援助基金
受託者　住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走郡美幌町字西一条南一丁目一七番地、最後の住所北海道網走郡美幌町字三橋南二二番地　公住一号棟Ｂ－一〇三号
被相続人　亡　福島　鐵雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十日

事務所北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階　横田大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横田　大樹

第８期決算公告

平成24年2月10日　東京都大田区南蒲田２丁目16番２号

株式会社ニコン・トリンブル

代表取締役　丹澤　孝

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,415	流動負債	1,786
固定資産	515	固定負債	104
有形固定資産	147	株主資本	3,040
無形固定資産	156	資本金	96
投資その他の資産	212	資本剰余金	2,304
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	2,204
		利益剰余金	640
		その他利益剰余金	640
		（うち当期純利益）	(605)
資産合計	4,930	負債・純資産合計	4,930